

2025年度 障害福祉サービス事業者等に対する指導監査実施方針

第1 基本方針

町田市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、これらの法令に基づく指定を受けた障害福祉サービス事業者等に対し、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者の視点に立った障害福祉サービスの質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等利用者保護のための体制整備を図ることに主眼を置いて、指導を実施している。

また、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な障害福祉サービスの提供が明らかな場合には、障がい者（児）福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、監査を実施することとしている。特に、障がい者（児）虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、支援法又は児福法により付与されている権限を行使するものである。

指導監査においては、次項以降のとおり、「事業運営の適正化と透明性の確保」と「サービスの質の向上と利用者保護の体制整備」を重点項目として指導を実施する。

第2 指導の重点項目

（1）事業運営の適正化と透明性の確保

ア 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ 有資格者により提供すべきサービスを、無資格者により提供していないか。

ウ 自立支援給付費等算定に関する告示を理解した上で、加算・減算等の基準に沿って自立支援給付費等を請求しているか。

エ 就労支援の事業について、社会福祉法人会計基準又は就労支援の事業の会計処理の基準に則った適切な経理処理を行っているか。

オ 管理者が従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に指定基準を遵守させているか。

カ 感染症や災害が発生した場合を想定して業務継続に向けた計画等を策定するとともに、従業員に対し、定期的な研修及び訓練を実施しているか。

キ 利用者の人権の擁護、虐待防止のため、虐待防止委員会を定期的で開催し、結果を従業員に周知徹底を図っているか。また、従業員に対し、研修を定期的の実施し、それらを適切に実施するための責任者の配置等をしているか。

ク 会計処理について、事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。

ケ 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっていないか。

(2) サービスの質の向上と利用者保護の体制整備

ア 個別支援計画等を利用者の個々の状況に則して作成・記録するとともに、見直しを図り、適切な支援を行っているか。

イ 利用者に対して身体拘束等を行った場合、適切に記録等を作成しているか。また、身体拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の定期的な開催や指針の整備をするとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。

ウ 苦情、事故が発生した場合、適切な対応を取っているか。

エ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針を整備するとともに、従業者に対し、研修や訓練を実施する等の措置を講じているか。

オ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意（個人情報の利用を含む。）を適切に得ているか。

第3 監査の重点項目

- (1) サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- (2) 自立支援給付に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- (3) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (4) 人員基準違反等の重大な基準違反がないか。
- (5) 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁を行っていないか。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に定める虐待に該当する疑いのある、人権侵害や必要以上の身体的拘束を行っていないか。